

よなごの国保

「国民健康保険被保険者証」(保険証)の更新について

○今回から県内市町村の統一化により、保険証の色が紫色に変更になります。

令和2年7月31日をもって、お手持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、新しい保険証を7月上旬に簡易書留で世帯主の方へお送りします。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の世帯には、2通以上届くことになります。保険証が届きましたら記載内容をご確認下さい。

○有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は令和3年7月31日となっています。1年間お使いいただくものですので、大切に保管して下さい。また、下記に該当する方の有効期限は異なったものになります。

- 退職者の保険証が届いた方で令和3年4月1日までに65歳になる方
- 後期高齢者医療制度に変わる方(令和3年7月31日までの間に75歳になる方)
- 高齢受給者に該当する方(令和3年7月1日までに70歳になる方)
- 学生の届けをいただいております令和3年7月31日までに卒業予定となる方

○保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送しますが、留守等の場合は、郵便局の配達員が不在連絡票をおいていきますので、ご都合のよい日に再配達を希望されるか、直接所管の郵便局で受取りください。もし、受け取りをされなかった場合には、保険課へ返送されますのでご注意ください。

※一定額以上保険料の滞納がある方には、保険証が郵送されません。保険証が届かない場合には、保険課収納担当(23-5124)までご連絡ください。

※現在お持ちの保険証は、有効期限が令和2年7月31日までとなっていますので、新しい保険証が届きましたら、個人情報がわからないように裁断するなど確実に処分してください。

※なお、高齢受給者[70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合は、その月)から75歳の誕生日の前日]のかたは、8月1日から使用してください。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新について

令和2年7月31日をもって、お持ちの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、7月中旬以降に簡易書留で新しい保険証をお送りします。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。なお、新しい保険証は、8月1日からお使いいただけます。

○有効期限について

保険証の更新は毎年8月1日です。

今回お送りする保険証の有効期限は令和3年7月31日です。

○保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送しますが、留守等の場合は郵便局で7月30日(木)まで保管されます。保管期間内にお受け取りをされなかった場合には、保険課へ返送されます。

なお、現在お持ちの保険証は、有効期限が令和2年7月31日までとなっていますので、8月になりましたら、個人情報がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

○保険料の納付について

原則として、年金から天引き(特別徴収)されますが、特別徴収ができない方については、納付書や口座振替による納付(普通徴収)となります。年度途中で新たに被保険者になられた場合や転入をされた場合も、しばらくの間は普通徴収となります。

なお、保険料を滞納していない方であれば、特別徴収を中止して、口座振替による納付に変更することができますので、ご希望の場合は、保険課または淀江支所地域生活課で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

保険証、後期高齢者医療保険料納入通知書、振替を希望する口座の預(貯)金通帳及び届出印

※7月31日までに手続きをいただいた場合には、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

米子市保険課

TEL (0859)

23-5121(高額療養費等)

23-5122(保険証、後期高齢者医療等)

23-5407(人間ドック)

23-5124(納付相談等)

23-5129(口座振替等)

令和2年7月1日

令和2年度国民健康保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料は、4月1日を賦課期日として計算し、4月から翌年3月までの1年度分を納付していただきます。保険料の納付方法には、納付書や口座振替により納付する方法(普通徴収)と、年金から天引きする方法(特別徴収)があります。

◆保険料を納付書・口座振替で納付の方(普通徴収)

国民健康保険料納入通知書を7月中旬に8期分をまとめてお送りしますので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、保険課、淀江支所地域生活課の窓口で納めてください。

なお、口座振替をご利用の方は、納期限の日にご指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、口座の確認をお願いします。

また、パソコン等からインターネットを通じてクレジットカードによる納付もできます。

(クレジット納付では、納付額のほかに決済手数料が必要です。)

※今年度からスマホ決済もできるようになりました。

令和2年度国民健康保険料の納期限

1期	7月31日(金)	4期	11月2日(月)	7期	2月1日(月)
2期	8月31日(月)	5期	11月30日(月)	8期	3月1日(月)
3期	9月30日(水)	6期	12月25日(金)		

※納期内での納付が困難な方は、分割納付などの方法がありますので、保険課収納担当(23-5124)へご相談ください。

※ペイジー口座振替サービスをご利用ください。

市役所の窓口で、対象金融機関のキャッシュカードを専用の端末機に読み込ませ、暗証番号を入力するだけ(金融機関への届出印は必要ありません)で申し込みができる「ペイジー口座振替サービス」もあります。(手続きができるのは口座名義人の方のみです)

◆保険料を年金から天引きの方(特別徴収)

納付月は、年6回、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月となります。

(4月、6月、8月は仮徴収)

※国民健康保険料を滞納していない方は、「年金からの引き去り」を中止して、「口座振替」によるお支払いに変更することもできます。ご希望の方は、保険課または淀江支所地域生活課で手続きをお願いします。

7月31日までにお手続きいただいた場合は、10月に支給される年金から引き去りが中止となります。

【手続きに必要なもの】

保険証、国民健康保険料納入通知書、振替を希望する口座の預(貯)金通帳と届出印

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免制度

○新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件(1,2のいずれか)を満たす方は、保険料が減免の対象となります。

1 国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った世帯の方については保険料が全額免除になります。

2 次の要件の全てに該当する世帯の方は、保険料の一部が減免されます。

(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが前年に比べて10分の3以上減少見込みであること。

(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。(合計額によって減免額が異なります。)

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

・減免額については、前年の合計所得金額に応じて決定します。

・申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

○災害や病気など特別な理由で国民健康保険料の納付が困難な場合、保険料が減免となります。

※減免の対象となる保険料は減免の理由が発生した日以後、または申請日以後の納期分の保険料となります。

新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金

- 1 対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 2 支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- 3 支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
- 4 適用 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

●国民健康保険加入の方 更新の手続きは7月1日(水)からです。

現在交付している認定証は、令和2年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、保険課または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。

また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申請を行ってください。

対象となる方

年 齢	住民税課税区分	交付する認定証
70歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上75歳未満	課税世帯	注1 一部の方は認定証の交付対象ではありません
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

注1 70歳以上75歳未満の住民税課税世帯のうち、所得区分が現役並み所得者I(課税所得145万円以上380万円未満)及び現役並み所得者II(課税所得380万円以上690万円未満)の方は、「限度額適用認定証」の申請が必要となります。それ以外の方は、保険証を医療機関等の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。このため、認定証の申請は必要ありません。

※認定証の申請には保険料の未納がないことが要件となります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定は、令和2年8月から令和3年7月の期間は、令和2年度の住民税課税状況で判定します。

※認定証の他には「高額療養費責任払い制度」があります。ただし、医療機関の同意及び市の審査決定などが必要となりますので、必ず事前に保険課にご相談ください。

○後期高齢者医療制度加入の方

現在、認定証を交付している方(お手元に令和2年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方)で課税区分が変わらない場合は、自動更新になります。更新した認定証は7月中旬以降に郵送いたします。

また、新たに認定証が必要な方は7月1日(水)から随時交付いたしますので保険証と印鑑をお持ちになり、保険課または淀江支所地域生活課で申請を行ってください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は、自動更新とはなりません。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」保険証を医療機関等の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いが必要な方と必要でない方は、世帯の所得に応じて変わります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定は、令和2年度の住民税課税状況で判定します。(令和2年8月から令和3年7月の期間)

<高額療養費制度と限度額適用・標準負担額減額認定証について>

医療機関の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、後から申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される『高額療養費制度』があります。しかし、後から払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担です。

入院・手術などで医療費が高額になる場合に、あらかじめ『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けていただき医療機関等の窓口へ保険証と一緒に提示いただくことで、1か月(1日から月末まで)の医療費が自己負担限度額までの支払いとなります。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費支給の申請が必要となることがあります。

<標準負担額とは>

被保険者が保険医療機関等へ入院した場合に、かかった食事・居住費に要する費用のうち被保険者が負担する一部負担金のことです。

令和元年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

歳入 <総額 14,127,350> (単位:千円)		歳出 <総額 14,081,077> (単位:千円)	
保険料	2,673,046	総務費	354,618
県支出金	9,878,427	保険給付費	9,686,861
繰越金	65,511	国民健康保険事業費納付金	3,897,209
一般会計繰入金	1,453,910	保健事業費	136,315
その他	56,456	その他	6,074

国民健康保険事業の会計は、加入者(被保険者)の納める保険料や県からの補助金等を収入として、主に医療費(保険給付費)の支払いを行っております。

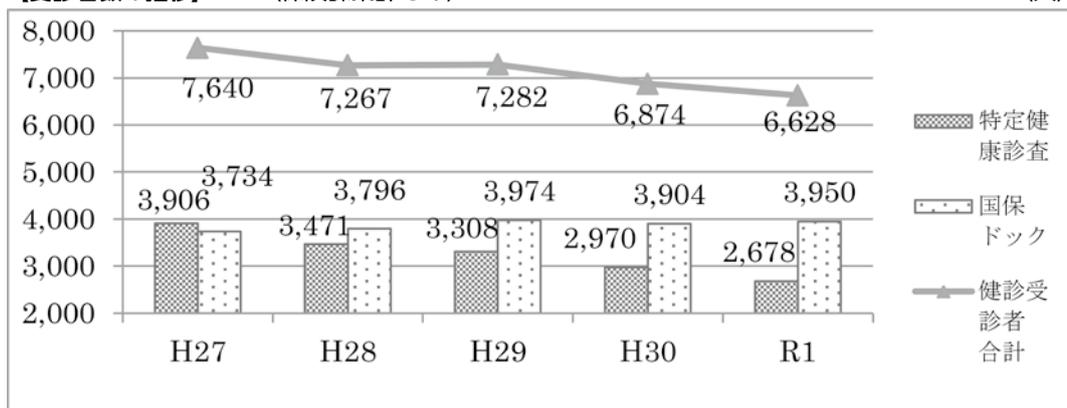
被保険者数の減少により、歳入歳出とも前年度に比べ減少しています。

令和元年度の決算は、約4,600万円の黒字となります。

健康推進室から(データヘルス計画の見直しに向けて)

令和元年度の健康診査の状況をお知らせします。

【受診者数の推移】 (保険課集計より) (人)



受診者の総数は年々減少しています。特定健診で健康診査を受ける人は減少していますが人間ドックで健康診査を受ける人は増加しています。

【地区別の受診率について】 (国保データシステム 令和元年度 累計より) (%)

地区	受診率	地区	受診率	地区	受診率	地区	受診率	地区	受診率	地区	受診率
啓成	28.2	住吉	28.6	福生東	30.4	崎津	33.5	永江	30.5	大高	28.4
車尾	30.7	河崎	27.4	福生西	30.9	和田	30.0	成実	32.4	淀江	35.5
明道	34.6	加茂	29.4	彦名	32.4	大篠津	30.4	春日	32.9	宇田川	43.2
就将	34.7	福米東	28.6	夜見	29.3	五千石	29.9	巖	33.8	大和	30.4
義方	27.7	福米西	23.9	富益	26.5	尚徳	27.8	県	27.4		

※24%弱から43%超と地区によりばらつきがあります。

健診の状況など米子市国保加入者のかたの情報を基に、鳥取県国民健康保険団体連合会に設置される保健事業評価・支援委員会の助言をいただきながら「第2期米子市国民健康保険データヘルス計画」を見直ししていきます。健康推進室では、皆様の健康状況に応じた健康づくり事業に努めてまいります。